

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

種類：高層建築物の新設 (第1種行為)

住宅団地の新設 (第2種行為)

商業施設の新設 (第3種行為)

大規模建築物の新設 (第1種行為)

2 指定開発行為実施者

名称：鷺沼駅前地区再開発準備組合

代表者：理事長 梶 稔

住所：東京都渋谷区桜丘町31番2号 東急桜丘町ビル

3 公告日

令和6年4月12日(金)

4 条例環境影響評価書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年4月12日(金)から5月13日(月)まで

(土、日曜及び祝日は除く。ただし宮前区役所では第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も行います。)

(2) 縦覧場所及び時間

川崎市：宮前区役所(1階)・環境局環境評価課(市役所本庁舎20階)

午前8時30分～午後5時(環境局環境影響評価課は午後5時15分まで)。

横浜市：横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課・青葉区役所

午前8時45分～午後5時(みどり環境局環境保全部環境影響評価課は午後5時15分まで)。

※縦覧開始日(4月12日)は、午前10時から縦覧を行います。

*上記期間中、本市ホームページに当該条例環境影響評価書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索 川崎市 アセス図書の公表



5 事業内容等に関する問合せ先

名称：鷺沼駅前地区再開発準備組合

所在地：東京都渋谷区桜丘町31番2号 東急桜丘町ビル

電話番号：03-6222-8570(担当：辻本・鈴木・北條・小野)

6 備考

「条例環境影響評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年4月12日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき（仮称）鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	鷺沼駅前地区再開発準備組合 理事長 梶 稔
	名称	（仮称）鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業
	種類	高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 商業施設の新設（第3種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	実施区域	川崎市宮前区鷺沼三丁目1番2外
	目的	商業施設、業務等施設、集合住宅の新設及び交通広場の拡充
	内容	計画地面積：約22,530㎡ 建設敷地面積：約14,850㎡（駅前街区約11,170㎡、北街区約3,680㎡） 建物高さ：駅前街区約140m、北街区約86m 延べ面積：約115,000㎡（駅前街区約86,000㎡、北街区約29,000㎡）
	施行期間	令和6年10月（着手予定）～令和14年11月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年4月12日（金）～5月13日（月）
	縦覧場所及び時間	川崎市：宮前区役所（1階）・環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分～午後5時（環境局環境影響評価課は午後5時15分まで）。土、日曜及び祝日は除く。ただし宮前区役所では第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も行います。 横浜市：横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課・青葉区役所 午前8時45分～午後5時（みどり環境局環境保全部環境影響評価課は午後5時15分まで）。土、日曜及び祝日は除く。 ※縦覧開始日（4月12日）は、午前10時から縦覧を行います。
	ホームページ	ホームページから条例評価書の閲覧ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921	